平成３０年（フ）第３５９３号
東京都千代田区有楽町１丁目９番４号
債務者　泉造船株式会社（旧商号五幸建設株式会社）
代表者代表取締役　南　　雄介
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一夫
4　破産債権の届出期間　平成30年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５９４号
福岡県北九州市門司区新開５番19号
債務者　地先株式会社（旧商号五幸造船株式会社）
代表者代表取締役　南　　雄介
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一夫
4　破産債権の届出期間　平成30年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３２号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼81番地16、前住所仙台市若林区南小泉１丁目８番５号
債務者　遠藤　光春
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　真儀
4　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
秋田県大館市山館字田尻197番地２
債務者　髙野　　強
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　謙治
4　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第９２号
福島県いわき市東田町１丁目11番地の３　グリーンズホリディＣ202
債務者　根本美佐緒
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永山健太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第３４号
宮城県栗原市一迫真坂字土手畑25番地
債務者　伊藤みち子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
千葉県いすみ市国府台841番地１
債務者　髙橋　春枝
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　恒平
4　破産債権の届出期間　平成30年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第２３８号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５丁目14番地の６　フロックハウス　Ａ202、前住所静岡県伊豆市青羽根171番地の５
債務者　ペンショングリーンリバーこと　高橋　幸嗣
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　服子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第９９号
茨城県常陸太田市栄町134番地の１
債務者　高田　茂夫
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　隆志
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２２７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津298番地の３　エステートビル206
債務者　鈴木　達雄（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常磐　重雄
4　破産債権の届出期間　平成30年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後３時40分
6　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４５号
青森県八戸市大字上野字高岩14番地18、前住所青森県八戸市根城１丁目35番７号　コーポやまだＡ５
債務者　和田　貴子（旧姓道地）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　由美
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第７４３号
愛知県海部郡蟹江町城２丁目273番地
債務者　一柳　泰章
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　裕美
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８６号
三重県桑名市野田３丁目13番地１
債務者　那部良　修
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田すみ江
4　破産債権の届出期間　平成30年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第２６１号
埼玉県狭山市入間川3133番地の１　312
債務者　渋谷　和久
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部